



# 小亀重喜氏を支援する会からのお便り

小亀しげき後援会だより “ウイル” 平成21年(2009年)夏号

支援する会 事務所/住所:〒766-0023 まんのう町吉野3410 TEL:0877-79-2779  
ホームページ(kamechanのブログ) … <http://ameblo.jp/blog-kamechan/>



過分のお力添えを賜り、皆さまに町政の場へと送り出して頂いて、はや三年。小亀しげきは任期最終年度も積極果敢に活動を続けております。

議員も、任期を締めくくる重要な年を迎えていきます。「しっかりと！はつきりヒ

称される不況の中で始まった2009年。半年が経過する中で、国は定額給付金や臨時交付金等、緊急経済対策により景気高揚をはかつていますが、エコ・環境分野において幾分か光が射し込んでいるものの、全産業、そして当町のような地方や郡部を見渡せば、未だ回復にはほど遠い状況です。そのような厳しい社会環境の中での町政の舵取りを担う町長も、チエック・提案機能を果すべき議会



この後援会だよりについての  
ご感想や**小巻しげき**へのご意見・ご要望  
をお聞かせ下さい。下の葉書を切り取って  
お使い下さい。(切手は不要です)

切り取り線

## 郵便はがき

7 6 6 - 8 7 9 0

8

料金受取人払  
琴平支店承認

差出有効期限  
平成22年12月  
31日まで。  
(切手不要)

差出有効期限  
平成22年12月  
31日まで。  
(切手不要)

# 小亀重喜氏を支援する会

※お手数ですがご記入下さい。

ご住所		
お名前		
		男・女
TEL		FAX
E-mail	@	

皆さん 小篠重喜です  
頃からのご支援、本当に有難うござります。冒頭からでは「ざいます」が、現在のまんのう町政、けして順風満帆とはいえません。町政運営を進めるうえでは、ときに紛糾する事案が立ちはだかります。そしてその多くは当該事案に要する費用の多寡等ではなく、「筋道(スジミチ)」の問題であつたり、合意形成プロセスに対する異議によって混迷するケー

スが多いように思われます。「民意に沿った行政サービスを!」などと(我が町に限らず)巷では耳障りのよいフレーズが溢れていますが、住民の皆さんのご意見を汲み上げ、ご納得頂ける施策を展開していくのは、そんなにカンタンなことではありません。どこかで渋々我慢・ごせん。だからこそ必要なのが「話し合いのルール」だと思うのです。きちんとルールが設定されていない／共通理解されてないから協議が進展せず、また、いつたん設定したルールを軽んじ違えるから不信感が募るわけです。

考えますに、住民と行政の間の話し合には、大きく分けて二つの局面があると思います。ひとつは方向性を定めるため(白紙の状態で)住民の皆さんのご意見を聞

く段階、そしてもうひとつはそれを踏まえて決定した方向性を示し、住民の皆さんに理解を求める段階です。意見収集の場と聞いて出かけてみれば、半ば確定事項として通達されたり、片や決定されたはずの内容を問い合わせしてみると、脆くも崩れ去つたり後戻りしたりしてしまって…「これでは「話し合い」は成立しません。『急がば回れ』とはよく云つたものです。論点を整理し、どのようなステップで決定していくのか、まずそのルールづくりから関係者間で合意していくべきだと考えます。

そして、最終的に方向性を決するのは議会です。議会はその決定責任を住民や執行部に転嫁することは許されません。心してかかるべく改めて肝に銘じております。これからも頑張ります。今後とも何卒宜しくお願ひ申し上げます。(小亀重喜記)